

平成 28 年 12 月 27 日

佐賀県玄海町「使用済核燃料税」の新設

佐賀県玄海町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される玄海町使用済核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	佐賀県玄海町
税目名	使用済核燃料税（法定外目的税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
税収の用途	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 （使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。）
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1キログラムにつき500円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）416百万円 （平年度）416百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	平成29年度から平成33年度までの5年間

- ・平成28年10月7日 玄海町議会にて条例案可決
- ・平成28年10月13日 総務大臣協議
- ・平成28年12月27日 総務大臣同意
- ・平成29年4月1日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 榎戸係長、濱田
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659